

Diverse Link Tokyo Edu グローバル論文レポジトリ 閲覧者ガイドライン

国際感覚や世界的視野、高い英語力により、事象を多面的・多角的に捉え、主体的に課題を見出し分析する深い思考力と、多様な価値観を尊重しながら協働する力、斬新かつ柔軟な創造力によって、解決策を導き行動していくことができる人材を育成することを目標に、東京都教育委員会（以下「都教委」という。）が実施する Diverse Link Tokyo Edu の取組の一環として、「グローバル論文レポジトリ」（以下「レポジトリ」という。）を構築・運用する。

1 目的

都立高等学校又は都立中等教育学校後期課程に在籍する生徒（以下「高校生」という。）が作成した論文のうち、Diverse Link Tokyo Edu 事業の趣旨に沿い、優れた論文をホームページで公表することで、高校生の意欲向上や学び合いの機会を創出するとともに、教員の指導力向上を図る。

2 レポジトリの概要

都教委が管理するホームページ上に、1の目的により収集された高校生の論文及び同論文への評価をリスト化し、掲載したものである。

3 レポジトリの利用

- (1) 利用者は、本レポジトリを利用する際、このガイドラインに同意することが必要であり、本レポジトリの利用を開始した時点で、このガイドラインに同意したものとみなす。
- (2) 利用者は、自己の学習又は指導力向上のために、本レポジトリを利用するものとし、それ以外の目的のために使用しないことに同意する。
- (3) 利用者は、本レポジトリの利用にあたり、次の事項を遵守しなければならない。
 - ア 他人の財産権、プライバシー、その他の権利を侵害する行為をしてはならない。
 - イ 他人を誹謗中傷し又は他人に迷惑・不利益等を与える行為をしてはならない。
 - ウ 公序良俗又は法令に違反する行為をしてはならない。
 - エ レポジトリの運営に支障をきたすおそれのある行為をしてはならない。
 - オ その他、都教委が不相当と判断する行為をしてはならない。
- (4) 利用者がこの規程に違反した場合、都教委は、その利用を停止し必要な措置を執ることができる。違反したと疑うに足りる相当の理由がある場合も同様とする。

4 レポジトリの管理者

都教委が本レポジトリを管理する。都教委は必要に応じてこのガイドラインを改訂してホームページ上に掲載して利用者に通知する。この場合、特別の指定がない限り、掲載の時から改訂後の規程が適用されるものとする。

【参考】著作権法

(引用)

第三十二条 公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。

2 国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

(出所の明示)

第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一～三号及び2、3項については省略